



香港での特許出願について

香港は1997年に英国から中国に返還され、中国の特別行政区となり、中国本土とは異なる特許制度を設置しており、香港では「香港特許条例」及び「香港意匠登録条例」を執行しています。中国本土で授権した特許権は、香港で自動発効はできないため、中国本土と香港でそれぞれ権利を取得したい場合は、それぞれの制度に基づき出願する必要があります。

近年、日系企業は中国及び香港への進出が加速していますが、現地における模倣品増加や訴訟の激増などに企業側が頭を悩ませるケースも多くなっています。そのような状況に応じて、中国本土と香港の両方で権利を取得しようとする日本企業が増えています。

中国本土と香港の両方で特許権を取得すると、他社が自分の技術や製品を侵害することを防ぐことができるし、製品を販売しなくても、他社の実施を許諾することにより実施料収入を得ることもできるとのメリットがあるので、弊所では日本出願人からの特許出願を依頼される場合、香港への拡張に関する手続きの問い合わせも多いです。

以上のニーズに応じて、弊所は日本出願人が関心を持つ香港での特許出願のルート及び費用について、弊所が知っている限りの情報を取りまとめ、8月のニュースレターに収録しました。香港での特許出願をご希望される際、ご参考になれば幸いです。

有用なサイト：

香港特別行政区政府知識産權署の公式サイト

<http://www.ipd.gov.hk/eng/home.htm>

機能：特許、実用新案、意匠に関する規定と情報、並びに特許検索

香港商標に関する規定と情報、並びに商標検索

香港著作権に関する規定と情報



一、香港での特許出願のルートについて

1、標準特許

標準特許とは、指定特許当局における実体審査を経て特許権が付与された出願は香港で登録することを指す。香港において、標準特許の授与は下記三つの特許局（「指定特許当局と称する」）による登録特許を基礎にして行われた。

- 中華人民共和国国家知識産権局
- 欧州特許庁（イギリスを指定した特許）
- イギリス特許庁

香港特許条例により、指定国発明特許出願が標準特許として 2 段階によって香港に拡張することができる。

第 1 段階：出願人が指定特許当局へ特許出願を提出する。該特許出願が指定特許局により公開されてから 6 ヶ月以内に香港知識産権署登録部門へその指定特許出願の記録請求手続を行う。登録部門は形式審査を経てそれを記録して公開する。

第 2 段階：該特許出願が指定特許局により授権された日よりまたは授権されて公告した日より 6 ヶ月以内に香港知識産権署登録部門へその登録承認請求手続を行う。登録部門は形式審査を経て特許登録を許可して香港標準特許権を付与してから公告する。

標準特許は香港で特許権が付与されたら、該特許の指定特許局から独立する。標準特許の調停、無効審判、侵害賠償などは香港高等裁判所が裁決する。

注意事項：

中国を指定した国際出願を標準特許として出願する時、その国際出願は既に国際局によって中国語で公開された場合、中華人民共和国国家知識産権局に中国出願番号付与通知書が発行されてから 6 ヶ月以内に、香港に記録請求を行う必要がある。

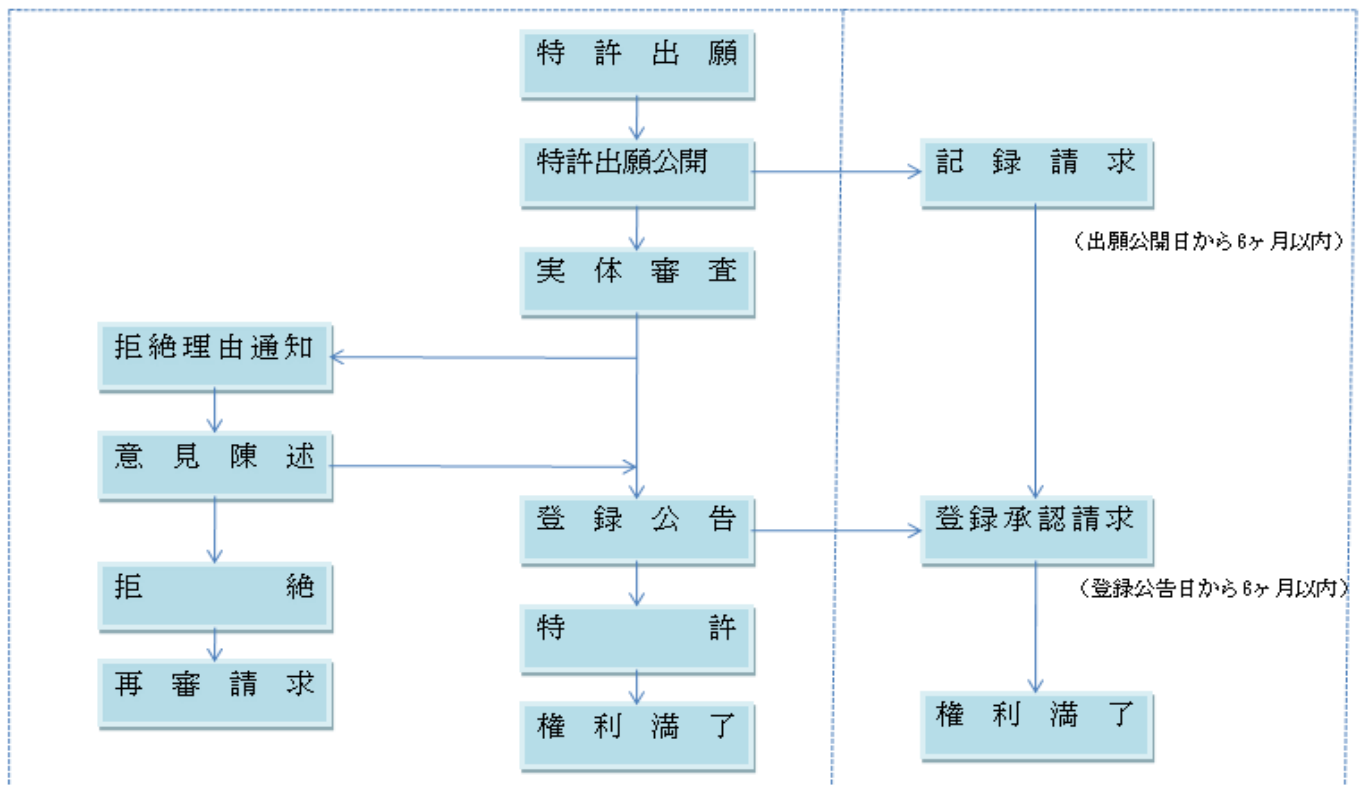
存続期限：

標準特許の有効期間は最長 20 年とし、登録より 3 年が経過した後は、毎年更新しなければならない。

中国香港標準特許出願の流れ

指定国での特許出願

香港での特許出願



2、短期特許

標準特許として拡張できるのは、指定国の発明特許のみであるが、指定国で実用新案として出願する場合、香港で権利を取得したいなら、それを短期特許の形で出願することができる。短期特許は、形式審査のみを行い、実体審査は行わない。短期特許出願は形式上に合格すれば、特許権を与える。但し、中国、イギリス、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、日本、スイス、ロシア及びスペインのいずれかの国の特許局からの調査報告を添えなければならない。一般的に、中国香港に短期特許を出願する場合、時間の制限はないが、パリ公約成員国或いは世界貿易成員地域で最初に特許出願を提出し、優先権を有している場合、最初に出願を提出してから12ヶ月内に中国香港に短期特許出願を提出すべきである。無論、発明特許の場合、短期特許の形で香港で権利を取得する

のもできる。発明は既に開示され、その開示は新規性喪失の例外規定を適用できると言明する場合（『特許条例』第109条）、発明が開示されてから6ヶ月以内に短期特許出願を提出すべきである。

注意事項：

中国を指定した国際出願は香港に短期特許として出願をするとき、その国際出願は中国国内段階に移行した後、短期特許出願を提出すべきである。ただし、その国際出願が中国に移行してから6ヶ月以内、または中華人民共和国知識産権局に国家出願番号通知書が発行されてから6ヶ月以内に短期特許出願を提出すべきである。

存続期限：

短期特許の有効期間は最長8年とし、4年が経過した後に1回更新しなければならない。

二、意匠

香港は意匠に対して、単独的に立法して保護し、意匠の登録部門が設けられる。香港知識産権署登録処は意匠出願を受理して形式審査を行う。形式審査の規定に合致する場合、登録部門で意匠を直ぐ登録、公布する。パリ条約加盟国またはWTO加盟国で出願された意匠先願に基づき、優先権を主張できます（優先期間6ヶ月）。

存続期限：

登録有効期間は出願日から5年。5年ごとに更新でき、最長で25年になります。

三、費用について

標準特許

第1段階：448HKD

第2段階：448HKD

標準特許出願の維持手数料・・・270HKD/年

標準特許の維持手数料・・・540HKD/年

年金の初回納付日について：

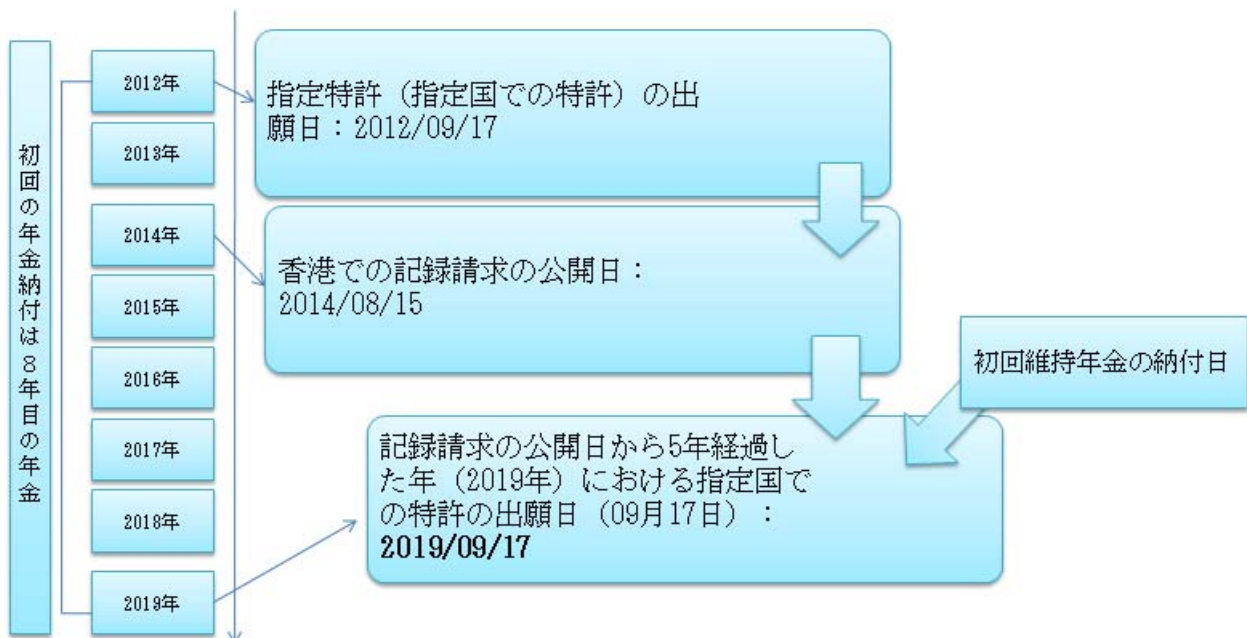
①香港で記録請求の公開より5年後、まだ登録されていない場合、年金の初回納付日は記録請求の公開から5年経過した年における指定国での特許の出願日である。

具体的な計算法は下記をご参照されたい。

1. 指定特許（指定国での特許）の出願日：2012/9/17
2. 記録請求の公開日：2014/08/15
3. 記録請求の公開日から5年経過した年：2019年
4. 記録請求の公開日から5年経過した年における指定国での特許の出願日：2019/9/17

したがって、2019年-2012年=7年（7年が経過した）に出願当年（1年）も加え、納付年数の初期値は8となり、2019/9/17までに初回維持年金（8年目）を納付すべきである。

香港出願の初回年金の納付日と納付年数の計算法（1）



記録請求の公開から5年後、香港で未登録の場合

年金の初回納付日は、登録日から3年経過した次の「指定特許の出願日」に合わせて設定される。

1. 指定特許の出願日：2012/9/17
2. 香港における登録日：2015/9/8
3. 香港における登録日から3年経過した年：2018年
4. 登録日より3年経過した年における指定特許の出願日：2018/9/17

したがって、2018年-2012年=6年（6年が経過した）に出願当年（1年）も加え納付年数の初期値は7となる。

香港出願の初回年金の納付日と納付年数の計算法 (2)



記録請求の公開から5年未満で、香港で登録の場合

要するに、登録日が維持年金の発生前の場合と後の場合に関しては以下のようにまとめられる。

①香港における登録日が「2015/9/8」である場合、維持年金の発生前になるため、維持年金の初回納付日は「2018/9/17」となる。

②香港における登録日が「2020/9/8」である場合は、その前に維持年金として「2019/9/17」までに初回の年金納付を行い、次回期限は「2020/9/17」となり納付年数は「9」目である。ここで、次の年金納付日は「登録日より3年経過した次の指定特許の出願日」との規定により、「2023/9/17」となり、納付年数は「12」目である。

この場合、9～11年度分の維持年金は納付することなく、以降は、期限満了まで1年毎に納付する。

短期特許

出願料：755HKD

公告料：68HKD

更新費用：1080HKD

4年が経過した後納付して、1回（4年）更新することができる。